

2022年9月30日

各位



信託業務の兼営認可取得と業務開始について

株式会社十六銀行（頭取 石黒 明秀、以下「当行」といいます。）は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条」に基づく信託業務の兼営認可を取得し、信託業務の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 兼営認可取得日

2022年9月27日（火）

2. 業務開始日

2022年10月3日（月）

3. 認可取得の背景・目的

- 当行は、お客さまの相続・資産承継に関する多様なニーズに対応するため、2019年5月の三井住友信託銀行との業務提携をはじめ、信託代理店として信託商品・サービスを取り扱ってまいりました。
- こうしたなか、2021年10月には十六フィナンシャルグループを設立し、総合金融サービスグループとして事業領域の拡大や、お客さま・地域の課題解決に向けた取組みを強化しております。
- その一環として、信託業務の兼営認可を取得し、銀行本体で信託業務を取り扱うことで、地域のお客さまのニーズにマッチした信託商品・サービスのご提供や、お客さまの想いに寄り添った対応により、相続・資産承継の分野でも、お客さま・地域のお役に立てる「フロントランナー」をめざします。

4. 取扱業務

- ① 金銭信託 ② 遺言信託 ③ 遺産整理業務

(取扱業務の詳細)

① 金銭信託

商 品 名	じゅうろくおひとりさま信託<未来よろしんたく>
商 品 概 要	<ul style="list-style-type: none">➤ お客さまの「終活」をサポートする金銭信託商品です。➤ 本商品申込と同時に、<u>当行オリジナルの「エンディングノート」</u>を作成いただきます。➤ 「エンディングノート」には、お客さまの万が一の時の、葬儀・埋葬のこと、家財・形見の整理のこと、ペットのことなど、死後の各種手続のご希望を記入いただきます。➤ 当行は「エンディングノート」の内容を実現するため、お客さまと<u>死後事務委任契約を締結し、作成いただいた「エンディングノート」をお預かりするとともに、死後の各種手続の履行に必要な資金(葬儀費用等)を金銭信託でお預かり</u>します。➤ ご契約期間中、当行は定期的に<u>SMS(ショートメッセージサービス)による安否確認</u>を実施します。➤ お客さまに万が一の際は、当行はお預かりする「エンディングノート」の内容に基づき、葬儀の手配等をします。➤ 死後の各種手続完了後、本商品でお預かりしていた金銭で、費用の清算を実施します。➤ <u>清算後の金銭(残余財産)</u>は、本商品申込時にお客さまにご指定いただいた相続人さまにお支払いするほか、<u>当行が提携する地方公共団体や地域の公益法人</u>をご指定いただくことで、<u>遺贈寄付も可能</u>です。➤ これにより、死後の各種手続とその資金の準備といった「終活」の準備が、<u>当行ワンストップで完結</u>します。➤ 死後事務の受任と、その費用に関する金銭信託を、<u>1社でワンパッケージ</u>にしてお引受けする商品の取扱いは<u>当行が全国初</u>です。
取 扱 店 舗	全店(東京支店・大阪支店を除く)
最低申込金額	200万円以上(1万円単位) ※ 「エンディングノート」にご記入いただいた死後事務の内容によっては、上記金額以上の申込をお願いする場合があります。
お 申 込 いただける方	国内に居住する18歳以上の個人のお客さま ※ 単身の方だけでなく、配偶者・お子さまがいらっしゃる方も含め、自分らしい人生のゴールを迎える準備(=終活)をされたい方。

手数料 (信託報酬)	<p>設定時(申込時)信託報酬：55,000円(税込)</p> <p>期中(契約期間中)管理報酬：6,600円/年(税込)</p> <p>終了時信託報酬：110,000円(税込)</p> <p>※ その他、死後事務履行等に係る実費・報酬等が必要です。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本商品は、元本補てん契約が付された金銭信託です。 ▶ 信託金元本は預金保険の対象です。 ▶ 詳細は、商品パンフレット等をご参照ください。

② 遺言信託

商品名	じゅうろく遺言信託<想遺—OMOI—>
商品概要	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 遺言書(公正証書遺言)の作成および保管・管理と、相続発生時の遺言執行まで、当行が一貫してトータルサポートする業務です。 ▶ お客さまの想いを、確実に遺すお手伝いをします。
取扱店舗	<p>全店(東京支店・大阪支店を除く)</p> <p>※ 各店で受付後、本部の担当者と連携して対応します。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 手数料は、ご選択いただく手数料プラン、相続財産の種類や評価額により異なります。 ▶ 詳細は、商品パンフレット等を参照ください。

③ 遺産整理業務

商品名	じゅうろく遺産整理業務<叶遺—KANAI—>
商品概要	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相続発生時に、当行がお客さま(相続人)に代わって、預貯金の解約・換金や、不動産の名義変更などの煩雑な相続手続を行います。 ▶ お客さまの円滑な遺産分割を、叶えるお手伝いをします。
取扱店舗	<p>全店(東京支店・大阪支店を除く)</p> <p>※ 各店で受付後、本部の担当者と連携して対応します。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 手数料は、相続財産の種類や評価額により異なります。 ▶ 詳細は、商品パンフレット等を参照ください。

以上

【本件ご照会先：経営企画部 広報・IR室 TEL 058-266-2511】

【参考資料】

全国初

終活に関する必要な資金の管理と
エンディングノートをワンパッケージにした
新たな金銭信託商品をリリース！

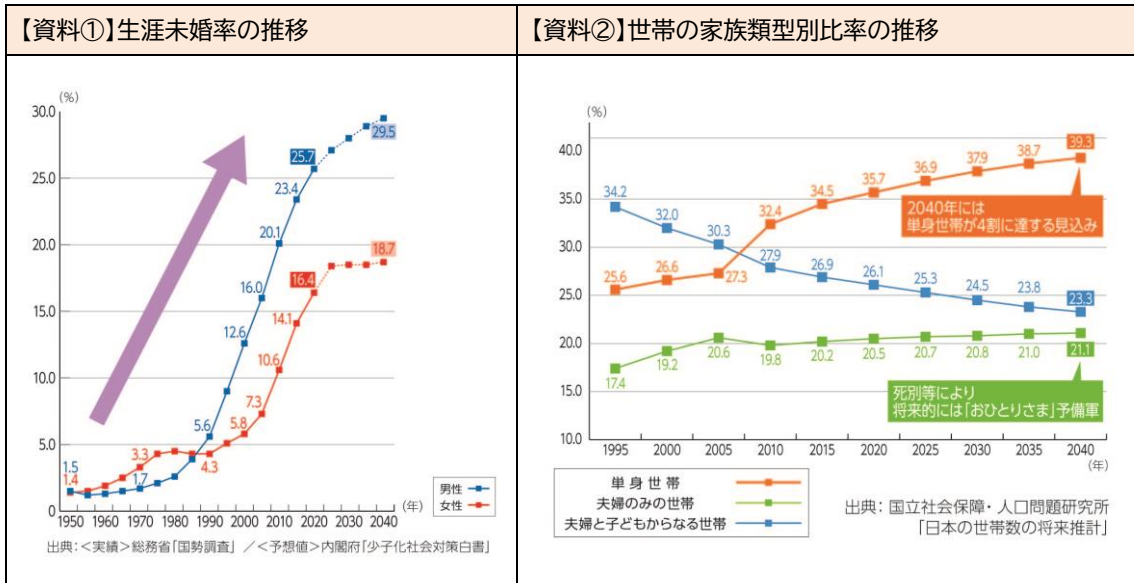
未来
じゅうろくおひとりさま信託 よろしんたく

金銭信託	エンディングノート
「終活」に必要な資金を、元本補てん付の金銭信託で管理	万が一の時の、葬儀・埋葬のこと、家財・形見の整理のこと、ペットのことなど、死後の各種手続のご希望を記入
 <p>未来 よろしんたく じゅうろくおひとりさま信託</p>	 <p>エンディングノート Ending Note ～ 安心できる未来に向けて～</p>

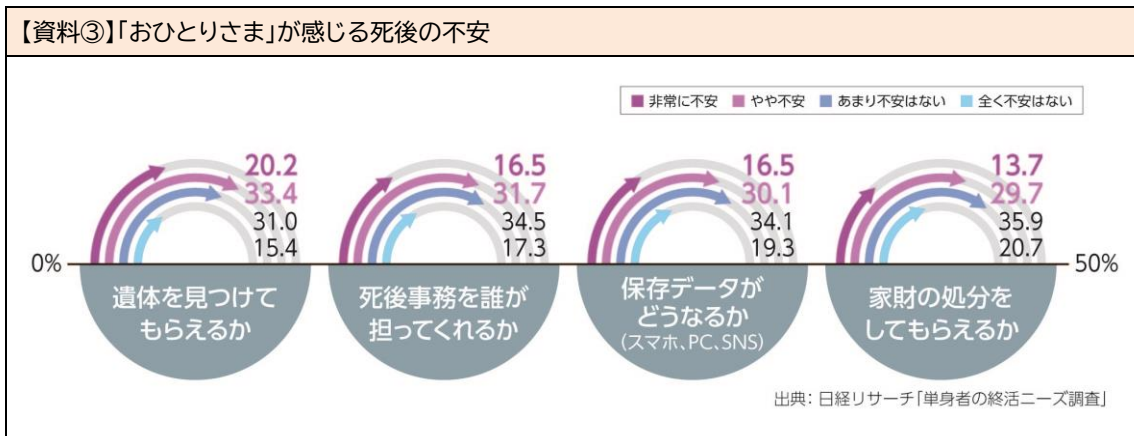
ワンストップ
ワンパッケージ

<商品開発の背景>

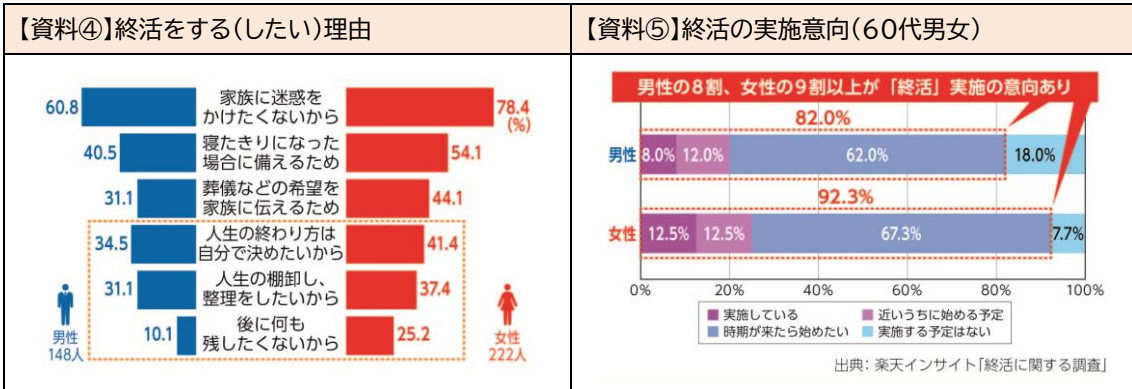
- ✓ 女性の社会進出の拡大、人生の価値観の多様化等を背景に、男女とも生涯未婚率は上昇。
- ✓ 結果として、単身世帯の割合も上昇しており、2040年には、単身世帯が4割に達する見込み。
- ✓ 夫婦のみの世帯も2割以上あり、これらの世帯も配偶者の死亡により、将来は単身世帯になる可能性があり、今後、単身世帯は国内のマジョリティになる。



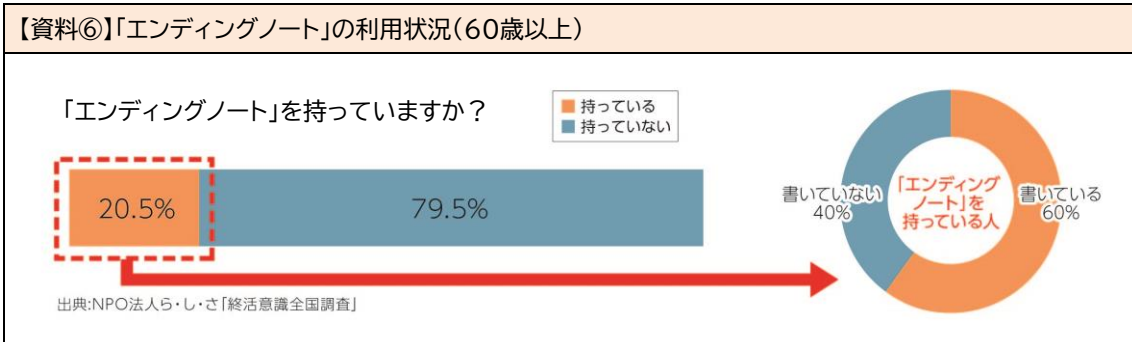
- ✓ 単身世帯、いわゆる「おひとりさま」は、趣味や仕事などイキイキと自分らしく過ごされる方が多いですが、ご自身の死後に不安を感じられる方も多い。



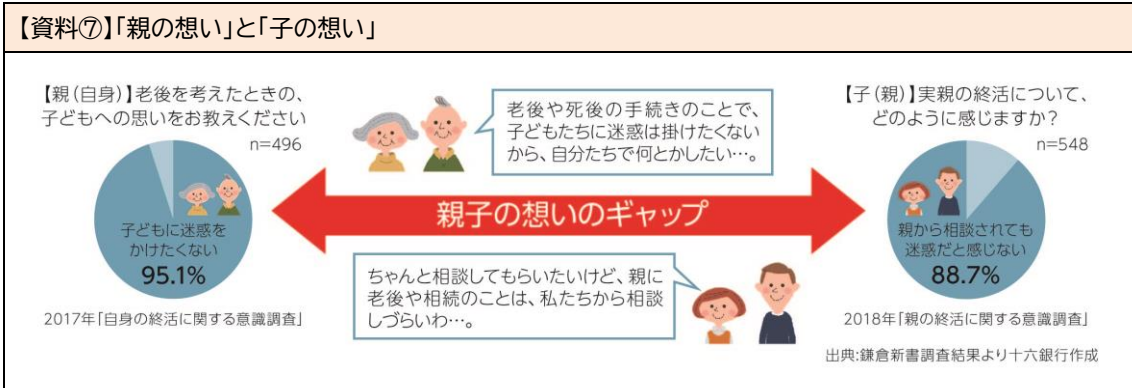
- ✓ また「おひとりさま」だけでなく、「終活」をしたいと思う人が昨今増加。
- ✓ その理由は、家族に迷惑をかけたくないといった理由で「終活」をする(したい)という人が最も多い一方、自分らしく人生の最後を迎えたいという人も一定割合あり。
- ✓ 60代の男女への調査では、8割～9割の人が、「終活」実施の意向がある。



- ✓ 「終活」において、死後の葬儀等の希望を記す手段として、「エンディングノート」を利用するのが一般的。
- ✓ 「終活」の意向の高さの割には、「エンディングノート」の保有者は2割程度に限られ、さらにそのうち「エンディングノート」の記入までされている人は、その6割程度に留まる。

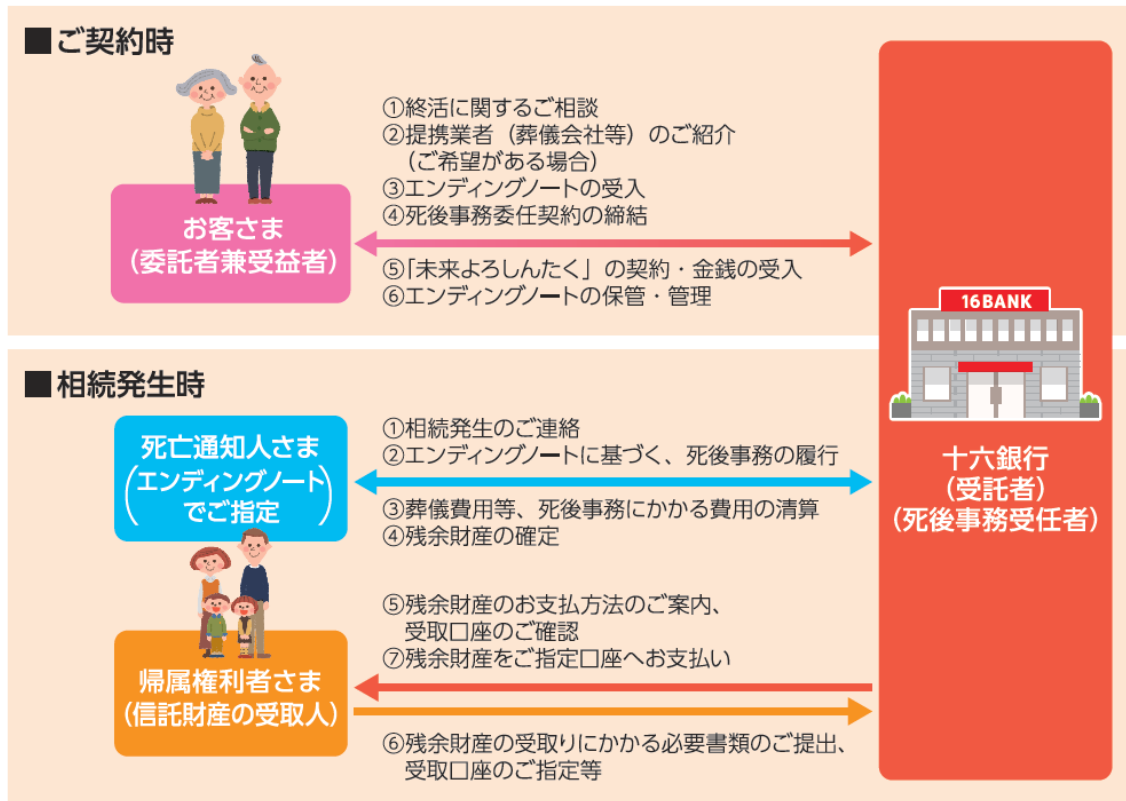


- ✓ 「老後」や「終活」に関する親の想いと子の想いには、大きなギャップがある。
- ✓ 子どもに迷惑をかけたくないという想いから、なかなか「終活」に関して子どもに対して相談ができない親が多い一方、子どもの方は、親から相談されても迷惑だと感じないと思っているケースが多く、両方で想いのギャップがある。



「おひとりさま」の増加や高まる「終活」ニーズに対し、信託の機能を活用して、
地域のお客さまの課題やお悩みを解決できる商品開発を実施

<お手続きの流れ>



<本商品のポイント>

① わかりやすいエンディングノート

本商品ご契約時に、死後の身の回りに対するご希望を記入いただいた当行オリジナルの「エンディングノート」を作成いただき、当行がお預かりします。

② かんたんSMS安否確認

ご契約期間中、定期的に当行からSMS(ショートメッセージサービス)を活用し、お客さまの安否確認を行います。送信頻度もお客さまにご選択いただけ、操作も簡単です。

③ 遺言代用機能で遺贈寄付も可能

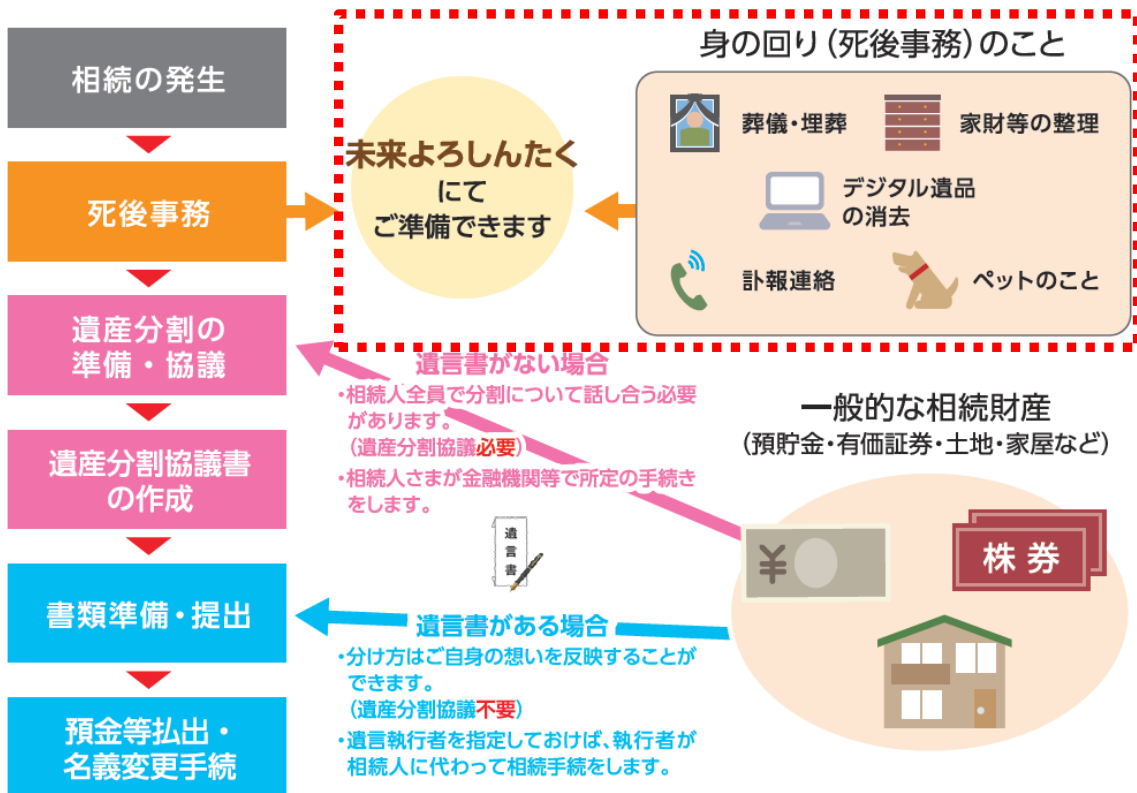
信託財産(残余財産)の受取人を、当行が提携する地方公共団体・地域の公益法人に指定することで、遺贈寄付も可能です。

④ ワンストップで対応

葬儀・死後事務に必要な資金の管理から、死後事務の履行・清算まで、当行が一貫してワンストップで対応します。

<新たなソリューションのご提供>

これまで銀行では、相続に関して遺言信託・遺産整理業務等で、遺産(預貯金・不動産等)分割に関するソリューションのご提供が中心でしたが、本商品取扱開始により、新たに相続発生後の身の回り(死後事務)に関するソリューションのご提供が可能になりました。



当行は、相続・信託の分野でも、お客さま・地域のお役に立てる「フロントランナー」をめざしてまいります。

以上